

第十四条 役員は全て、本会より金銭的報酬を受けない。

第十五条 役員の任期は二年とする。

但し、再任を妨げない。

第七章 会議

第十六条 執行委員会は、原則として週一回本会事務に於いて開催される。

執行委員会に於ては、資料の収集整理、調査研究結果の検討、パンフレットの作成、講演会、映写会等の計画立案を行なう。

第十八条 執行委員会には、本会の会員は全て参加する権利を有する。

但し、執行委員会に参加せる会員は、自主的に、執行委員に課せられたさまざまな業務に協力することが望ましい。

第十九条 執行委員会の一切の最終的責任は会長が負う。

第二十条 総会は正会員の十分の一以上の出席をもつて成立する。

第二十一条 総会は、半年一回これを開催し、臨時総会は必要に応じて開催する。

第二十二条 総会は全長が招集し、議長は執行委員の中からこれを選出する。

第二十三条 総会は左記事項を討議する。

一、本会の活動状況報告および将来の計画検討

一、規約の変更

一、役員の交代、新役員の選出

一、新会員の紹介

一、取支報告

一、前項の他、執行部が必要と認める事項

第九章 惩則

第二十四条 本規約の施行に際し、必要な細則は、執行委員会の議決を経て、会長が定める。

第二十五条 本会の規約変更、会員の除名にあたっては総議會上、出席会員の過半数以上の同意を経てこれを決定することができる。